



平成24年2月13日
国土建第258号

(社) 日本建設業連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



東日本大震災に伴う公共工事の前払金保証事業に関する法律
第2条第1項の規定に基づき国土交通大臣が指定する公共工
事の特例に基づく認定について

標記について、平成24年2月13日付けで、下記の事業が特例の対象とし
て認められましたのでお知らせします。貴職におかれましては、会員企業に対
しても、周知方お願いいたします。

記

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業について

1. 事業の概要

- ・東日本大震災で事業用の施設などに被害を受けた複数の中小企業者等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について、中小企業庁が補助するもの。

2. 事業の内容

○対象者

複数の中小企業者等から構成されるグループ（中堅・大企業の参画も可）、事業協同組合等の組合、商店街

○要件

1) グループ等の機能の重要性（以下のいずれか）

- ・グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たしていること
（産業全体のサプライチェーンの重要な一翼を担う場合等）
- ・事業規模や雇用規模が大きく、地域経済・雇用への貢献度が高いこと
（地域の中核的企業及びその周辺の関連企業が地域の経済・雇用を支える場合等）
- ・一定の地域内において、経済的・社会的に機関となる産業郡を担うグループ
（地域資源を活用する産業郡であって川上から川下までの一連の流れを形成している場合等）
- ・地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担うこと
（商店街等）

2) 震災による被害の大きさ

- ・震災により事業所の全部又は一部に甚大な被害が生じていること 等

○補助対象

震災で被害を受けた施設・設備の復旧に要する経費。個々の構成員の施設・設備及びグループ等の共有施設・設備

○補助率

国 1/2 以内、県 1/4 以内

○補助スキーム

補助金を受けたいグループ等は、当該グループ等の復興事業計画を作成し、県に申請。

県は要件に該当する計画の認定を行い、国から県への交付決定を受けて、補助を行う。